

「指定短期入所生活介護」「介護予防短期入所生活介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。（熊本県指定第4372800674号）

当事業所は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※当施設は原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方で一時的に居宅介護に支障がある方が対象となります。尚、要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵寿会
- (2) 法人所在地 熊本県上益城郡御船町辺田見840-9
- (3) 電話番号 096-281-7777
- (4) 代表者氏名 理事長 吉本 恵
- (5) 設立年月日 平成11年9月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成12年4月1日 指定 熊本県4372800674号（更新平成20年4月1日）
介護予防短期入所予防生活介護事業所
平成18年4月1日 指定 熊本県4372800674号
- (2) 事業所の目的と運営方針 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 ショートステイセンター グリーンヒルみふね
- (4) 施設の所在地 熊本県上益城郡御船町辺田見840番地9
- (5) 電話番号 096-281-7777
- (6) 事業所長（管理者）氏名 吉本 洋
- (7) 当事業所の運営方針 別紙のとおり
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 営業日及び受付時間 営業日 年中無休
受付時間 月～日曜 8:30～17:30
但し、緊急の場合などはこの限りではありません。

(10) 利用定員 20名

また、特別養護老人ホーム入所者の空きベッドを空床利用する。

(11) 通常の送迎の実施地域 御船町、嘉島町、甲佐町、益城町、熊本市

(12) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として2人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居を希望される場合はその旨お申し出ください。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

※利用人員 20名		
居室・設備の種類	室数	備 考
食 堂	1 室	
機 能 訓 練 室	1 室	
浴 室	1 室	特殊浴槽、リフト浴、一般浴槽
医 務 室	1 室	

※必要に応じて対応いたします。

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でのその可否を決定します。また、ご契約者の心身に状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

3. 職員の配置状況及び職務

当事業所では、ご契約者にたいして指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※（下記の人員は入所施設との兼務の人員です。）

職 種	員 数	職 務 内 容
施設長（管理者）	1 名	施設全体の管理監督
介護支援専門員	1 名以上	入所者の施設介護計画書作成
生活相談員	1 名以上	生活相談、連絡調整
看護職員	1 名以上	日常の健康管理
理学療法士	1 名以上	非常勤（月3回）
機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練
介護職員	20 名以上	日常生活介護全般
医 師	1 名	非常勤（週2回診察）回診
栄養士 又は管理栄養士	1 名以上	栄養指導等

〈主な勤務体制〉

早番	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
日勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
遅番	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
夜勤	1 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| 1) 利用料金が介護保険から給付される場合
2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入 浴

- ・入浴を週2回以上行います。（但し、ご本人様の健康状態により、清拭とさせていただきます場合がございます。）
- ・寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴することができます。

②排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況により日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容がおこなわれるよう援助します。

(2) サービスの利用料金について 別表 ①-1 ①-2

(3) 短期入所生活 加算 別表 ②

居住費について

ご利用いただく居室の使用料が新たに居住費「滞在費」として法改正で発生致しました。費用は、「利用者負担認定別料金」の上記の居住費の従来型個室と多床室の設定で徴収いたしますが、利用者負担第4段階の方につきましては、厚生労働省の基準額に従い設定しております。

- ☆ ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ ご契約者が、緊急やむを得ない事情により、介護保険基準外の日数を利用（空床に余裕がある時に限ります。）希望が生じた場合、介護保険制度に規定された10割の額をお支払い願います。

（４）利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用は１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２０日までに下記の方法でお支払い下さい。

- ・ 金融機関口座からの自動引き落とし
（利用できる金融機関 すべての銀行、郵便局、信用金庫、農協）
- ・ 当法人口座への振込（手数料はご本人様の負担となります。）
- ・ 現金支払い（平日9：00～17：00）

（５）利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定期間の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

- ・ ご契約者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

5. 短期入所生活介護利用中の医療について

状態に変化があった場合は家族へ連絡いたします。緊急時の対応についてはご利用される前にサービス担当者会議において協議いたします。

6. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて

- (1) 業務に従事する施設職員は、就業規則及び事業の運営規程を遵守させ、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密、不利益となる事項について洩らすことのないよう致します。
- (2) 施設で取り扱う、ご契約者及びその家族の個人情報については、個人情報保護法・厚生労働省の個人情報取り扱いのガイドラインを遵守し、施設の「個人情報に対する基本方針」に基づいた取り扱いを致します。

7. サービス提供の実施記録保管及び開示等

サービス提供に関する記録を作成することとし有効期間が満了する日から5年間保管します。また、利用者、身元引受人等から開示の要望があった場合は開示いたします。

8. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 上記の措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者選定及び設置

10. 事故発生時の対応

施設は、利用者に対する施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、家族の同意にもとづいた必要な措置を講じます。又、事故の内容及び経緯について保険者である関係市町村へ報告します。

- (2) 利用者のやむを得ない転倒事故等においては、家族に説明し、入院等の必要があった場合には、家族の対応をお願いします。
- (3) 施設サービス提供に伴い、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対し損害賠償を賠償するものとする。又、損害の賠償を伴う事故については、事故の経緯、処理の結果について保険者へ報告する。
- (4) 事故が利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及びその家族は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとする。

1 1. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者 管理者 吉本 洋

○ 苦情処理委員会の第三者委員

苦情受付処理の公平さを期するために苦情処理委員会に2名の代表者を委託する。

地区民生委員代表 大川 利一様 Tel 090-2268-7914

評 議 員 佐藤 智子様 Tel 096-282-3333

○ 苦情受付窓口職名 生活相談員 松山 祥太

介護支援専門員 馬場 正子

○ 受付時間 毎週月曜日～ 金曜日 8:30～17:30

又、苦情受付ボックスをサポータールームに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

御船町介護保険 相談窓口	所在地 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1 電話番号 096-282-1111
熊本県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地 熊本県熊本市東区健軍2丁目4-10 電話番号 096-365-0811
熊本県運営適正化委員会 （熊本県社会福祉協議会）	所在地 熊本県熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター内 電話番号 096-324-5471

1 2. 第三者評価の実施状況

実施なし

◎ その他

「介護サービスの公表について」

平成18年度より、利用者が事業所を適切に選ぶための情報を提供するしくみとして、「介護サービス情報の公表」が導入されました。介護保険の事業者及び施設が対象となりインターネット等に公表されます。

平成12年	4月	1日	策定
平成16年	4月	1日	介護報酬改定に伴い一部修正
平成16年	12月	1日	県指導により一部修正
平成17年	10月	1日	介護保険法一部改定により一部改定
平成18年	4月	1日	介護保険法一部改定により一部改定
平成18年	6月	1日	事業所管理者変更により一部修正
平成18年	9月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	介護報酬改定に伴い改定
平成23年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	10月	15日	一部改正
平成26年	1月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	介護報酬改定に伴い一部修正
平成26年	10月	1日	一部改正
平成26年	11月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	介護報酬改定に伴い一部改定
平成27年	8月	1日	介護報酬改定に伴い一部改定
平成29年	2月	1日	一部改正
平成30年	10月	1日	一部改正
平成30年	11月	1日	一部改正
令和3年	9月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和6年	2月	1日	一部改正
令和6年	3月	20日	一部改正

重要事項の確認及び同意書

指定短期入所生活介護サービス、介護予防生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明をおこないました。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護 ショートステイセンター グリーンヒルみふね

説明者職名 氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

身元引受人住所

氏 名 印

続 柄 ()